

○西東京市下水道審議会条例

平成13年6月29日

条例第198号

改正 令和元年12月18日条例第37号

(設置)

第1条 西東京市の下水道使用料、都市計画下水道事業その他の下水道事業の運営に関し必要な事項について検討するため、西東京市下水道審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、下水道使用料、都市計画下水道事業その他の下水道事業の運営に関し必要な事項を調査し、審議し、及びその結果を市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、10人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民 5人以内
- (2) 学識経験者 3人以内
- (3) その他市長が必要と認める者 2人以内

2 委員の任期は、2年とし、補欠委員については、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、都市基盤部下水道課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月18日条例第37号）

この条例は、令和2年2月1日から施行する。